

ヨシとはどんな植物か

ヨシは、イネ科ヨシ属の多年生草本です。ヨシ属には、ほかにセイコノヨシ(別名、セイタカヨシ)とツルヨシの二種類が含まれます。植物学者によっては、ウラハグサもこの属に分類しています。ヨシは、春に新芽を出し、盛夏に向けぐんぐん伸びて草丈四メートル近くに達し、秋に穂を結んで茎が次第に黄褐色を帯び、冬に葉を落として枯れ草になります。このように、ヨシは地上部については一年生に見えますが、実は地下茎が長年生き残るので、多年生植物なのです。

本来、ヨシは温暖な気候を好む水生植物ですが、ボルガ川流域や北欧などの寒冷地

でも育ち、世界中に広く分布しています。往々、大群落を形成する特徴があります。

歴史

もともと日本語にはヨシという言葉はなく、「記紀」や「万葉集」ではアシと呼ばれていました。ただ、アシの語源については、諸説があって、まだ定まっています。「住吉社歌合」に「なにはわたりには、あしとのみいひ、あつまのかたにはよしといふ」とあるので、平安末期にはヨシの語が登場していたことがうかがえます。同じものでも所変われば呼び名が違う喩えとしては、「難波の葦は伊勢の浜萩」もよく引用

知ってますか？

ヨシのいよ

されます。

以上の経緯から、長い間、アシが標準和名で、ヨシはその別名とされてきましたが、アシが「悪し」と同音なのが嫌われ、「善し」に通じるヨシの方が多く用いられるようになり、今ではヨシが標準和名、アシはその別名と逆転しています。

ヨシまたはアシの漢字には、葭、蘆(異字体、芦)、葦があり、音読みでは、順に「か」「ろ」「い」となります。古く「本草綱目啓蒙」に、ヨシの成長の段階に応じてこれらの漢字を使い分けると記載されていますが、実際には、これはほとんど守られてこなかったようです。

西川 嘉廣

(ヨシ博物館 館長)

琵琶湖とヨシ

「記紀」にいう豊葦原の瑞穂の国は、日本国の美称です。神代の昔から、わが国には豊かなヨシ原がいたるところに広がっていたのです。今でもヨシに因んだ地名が全国に数多く残っていることから、それは明らかです。

若湯座王の万葉歌に「葦辺には鶴がね鳴きて湖風寒く吹くらむ津呼の崎はも」とあるように、古くから琵琶湖にも豊かなヨシ原が存在していました。琵琶湖のヨシ原は、昭和二十八年には、約二六〇ヘクタールありましたが、戦中・戦後の干拓や総合開発の結果、現在では、半分以下になってしま

いました。また、琵琶湖の周辺には、水路で本湖につながる三十七の内湖がありましたが、干拓や埋立によって、その数は半減し、総面積では八〇%が失われ、そこにあったヨシ群落も姿を消してしまいました。

現存する最大の内湖は、近江八幡市と安土町にまたがる西の湖で、この水郷地帯には、日本の原風景を彷彿させる豊葦原が今も残っています。ここに産するヨシは、品質が優れ、遠く江戸時代から江州葦の名で簾・衝立・障子の原料、屋根葺きの材料などとして全国に出荷されてきました。しかし、近年の生活様式(特に、住環境)の変化、代替化学製品の登場、安価な外国産の輸入などの影響で、ヨシの伝統的な需要は激減しています。かつて、西の湖の周りでは、多くの人がヨシで生計を立てていましたが、今やこの業種は、後継者もなく、まさに風前の灯といった状況です。

ヨシの機能

先述の通り、ヨシの産業は衰退の一途をたどっていますが、皮肉なことには、最近、ヨシの果たす機能の重要性がグローバルに認識されるようになってきました。ヨシの働きで特に注目されるのは、水質浄化、生態系保全、景観形成、護岸作用です。

琵琶湖では、昭和三十年代後半から、窒素やリンなどの栄養塩類が湖水に蓄積することによって起きる富栄養化現象が急速に進み、その結果、植物プランクトンが異常増殖し、アカシオ(赤潮)やアオコ(青粉水(華))の慢性的な発生を招き、これが近畿一四〇〇万人の水がめにカビ臭をもたらす原因になったのです。ヨシは、抽水植物であり、水中の窒素やリンを吸収します。また、ヨシに付着する藻類や根圏の微生物の作用で有機物質が分解されます。さらに、ヨシ帯は、汚濁源の吸着・沈殿を促します。ヨシ原は、魚介類、鳥類、昆虫など多様

な生物に生息空間を提供しています。琵琶湖の固有種であるニゴロブナやホンモロコなどの漁獲量の激減は、ブルーギルやブラツクバスといった外来魚の被害にもよりまっています。滋賀県内では確認された二百六十五種の野鳥のうち約四〇%が、産卵・営巣の場、餌場、隠れ場所、塘(とが)などとして、ヨシ群落を利用しているそうです。

ヨシ原は四季折々、独特の景観美を醸し出しますが、中でも「春色 安土・八幡の水郷」は、琵琶湖八景の一つに数えられています。コンクリートや矢板を使う近代工法による殺風景な護岸と違って、ヨシ帯は、生物に優しく、景観を損なわない自然の浸食防止柵として役立つのです。

以上の理由から、現在、世界各国でヨシ原保全の機運が高まりつつあります。日本では、滋賀県が全国に先がけて、平成四年に「ヨシを守る・育てる・活用する」を三本柱とした「滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」(以下、「ヨシ条例」)を施行しました。「ヨシ条例」では、ヨシの植生状況に応じて、保護地区、保全地域、普通地域を指定しています。また、この条例では、十年間で三〇ヘクタールの植栽による人工的ヨシ原創生を目指しましたが、結局、目標値の三分の一しか達成できませんでした。ヨシ群落の破壊はいとも簡単ですが、造成には多大な費用と年月が必要なのです。

良質のヨシ原を維持するには、またヨシが水質浄化機能を発揮するためには厳冬のヨシ刈りとそれに続く早春のヨシ焼きを年々歳々繰り返さなければなりません。

目下、最大の課題は、なんといつても刈り取ったヨシの活用法の新規開発です。伝統的用途に替わる、大量需要が見込める付加価値の高いヨシ製品の開発こそが現下の急務なのです。